

1 計画の位置づけ

(1) 策定根拠

これまで別々に策定していた「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を今回より一体的な計画として策定します。

①市町村障害者計画（現：神戸市障がい者保健福祉計画 2020）

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

障害者基本法（抜粋）

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項（※）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその件を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

（※第36条第4項の合議制の機関：神戸市障害者施策推進協議会）

②市町村障害福祉計画（現：第5期神戸市障がい福祉計画）

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

障害者総合支援法（抜粋）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〔2～6略〕

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。〔4～5略〕

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

③市町村障害児福祉計画（現：第1期神戸市障がい児福祉計画）

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〔2～6略〕

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。〔2～5略〕

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

(3) 計画期間

次期「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、前半3か年を「第6期神戸市障がい福祉計画」及び「第2期神戸市障がい児福祉計画」、後半3か年を「第7期神戸市障がい福祉計画」及び「第3期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。

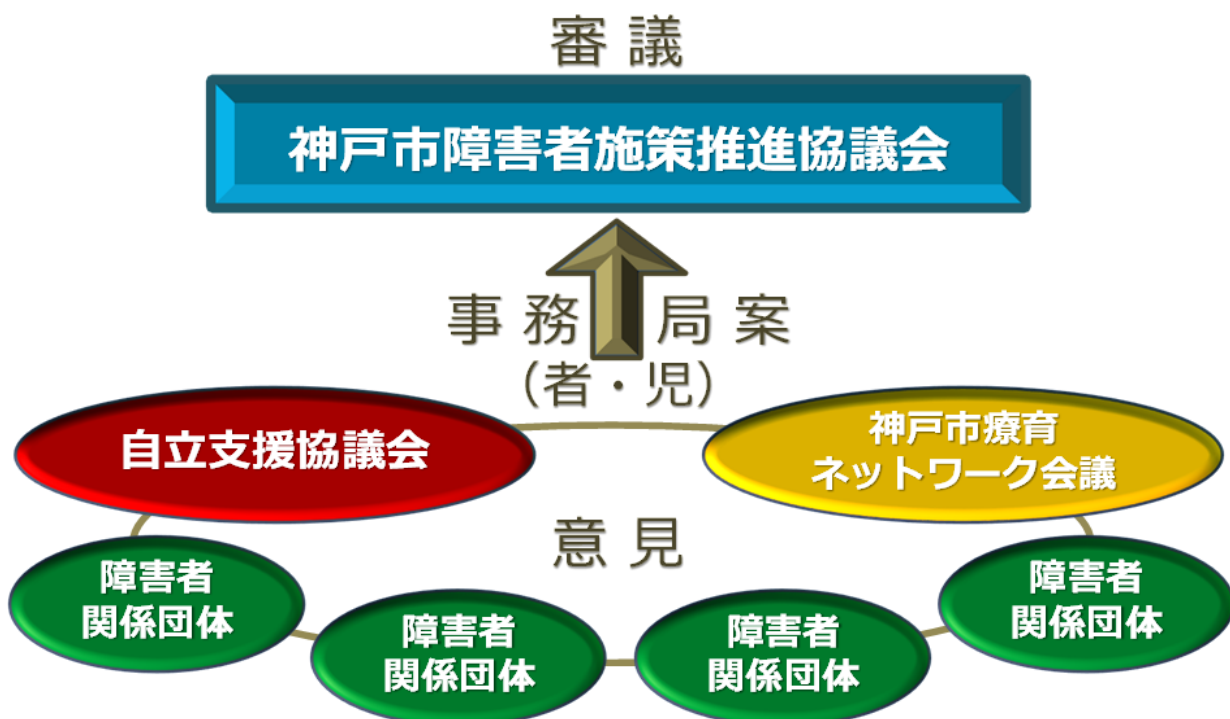
平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	神戸市障がい者保健福祉計画2020					次期神戸市障がい者保健福祉計画					
	第4期神戸市障がい福祉計画		第5期神戸市障がい福祉計画			第6期神戸市障がい福祉計画			第7期神戸市障がい福祉計画		
			第1期神戸市障がい児福祉計画			第2期神戸市障がい児福祉計画			第3期神戸市障がい児福祉計画		

2 計画策定の方法等について

(1) 神戸市における計画の策定にあたって

①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。



②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

年・月	業務内容	推進協
R2 5月	基礎資料及び統計資料等の整理・分析	
6月	（第5期計画の評価等）	
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R1実績まとめ （県照会対応）</div>	第1回 （7/21）
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R3-R5見込まとめ （県照会対応）</div>	
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画素案作成 （サービス見込み量の推計⇔目標量の設定、確保策の検討、素案作成）</div>	第2回 （9/8）
10月		
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">素案の提示</div>	第3回 （11/12）
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パブリックコメント</div>	
R3 1月		
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画案の提示</div>	第4回 （2/3）
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計画の確定</div>	